

川崎市公共建築物等における環境配慮基準

(目的)

第 1 条 この基準は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日条例第 5 2 号）（以下、「温対条例」という。）、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日規則第 9 0 号）（以下、「施行規則」という。）及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日条例第 5 0 号）（以下、「公害防止条例」という。）に基づき、川崎市が整備する公共建築物等に求められる環境配慮の水準を定め、環境への負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した公共建築物等の整備を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。また、各基準における用語の定義は、それぞれ別紙で定める。

- (1) 建築 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 1 項十三号に定義する建築をいう。
- (2) 新築 建築物の存在しない土地の部分（更地）に建築物を造ることなど、増築及び改築に該当しないものをいう。（同一敷地内に既存建築物と別棟で建築する場合を含む）
- (3) 増築 1 の敷地内にある既存建築物の延べ面積を増加させること（面積を追加させること）をいう。
- (4) 改築 建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が滅失した後、引き続いて、これと用途、規模及び構造の著しく異ならないものを建てること。著しく異ならない範囲については、建て替えた後の建築物の床面積の合計が従前の建築物の床面積の合計の 1. 5 倍以下であるものとする。

(基本的事項)

第 3 条 公共建築物等の整備に関する基本的事項は次の各号による。

(1) 基本方針

温対条例第 6 条に規定する「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」及び公害防止条例第 1 2 7 条の 2 に基づき、公共建築物等の整備に際し、建築物等のエネルギー消費性能の向上及び環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずることとする。

(2) 配慮すべき事項

公共建築物等の整備に際し、環境への負荷低減を図るための措置について配慮すべき事項については、「建築物環境配慮指針（平成18年3月1日川崎市告示第69号）」に定めるものとする。

(環境配慮の基準)

第4条 市公共建築物を建築する際、川崎市が遵守しなければならない基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 市公共建築物における太陽光発電設備設置基準
- (2) 市公共建築物におけるZEB化基準
- (3) 市公共建築物等の駐車区画における電気自動車等用充電設備設置基準

2 前項各号に掲げる基準については、それぞれ別に定める。

(事務所掌)

第5条 環境配慮基準の事務の所掌は次のとおりとする。

- (1) この基準並びに前条第1項第1号及び第2号は、環境局脱炭素戦略推進室とする。
- (2) 前条第1項第3号は、環境局環境対策部地域環境共創課とする。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 3 月 2 5 日 制定

市公共建築物等の駐車区画における 電気自動車等用充電設備設置基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、川崎市地球温暖化対策推進基本計画等に基づく、市役所及び市域の脱炭素化に向けた取組を推進するため、市公共建築物等（公園等の建築物以外の市有施設を含む）の駐車区画における電気自動車等用充電設備の設置の基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準で使用する用語の定義は、川崎市公共建築物等における環境配慮基準第 2 条及び次の各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車等

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。

(2) 充電設備

電気自動車等に充電するための設備をいう。

(3) 普通充電設備

前号のうち、漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が 10 kW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(4) 急速充電設備

第 2 号のうち、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 10 kW 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(5) V2B 充放電設備

電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する設備のうち、電気自動車等のバッテリーに貯めている電力を建築物に放電できる設備をいう。

(設置基準)

第 3 条 市公共建築物等の駐車区画における電気自動車等用充電設備の設置の基準の適用範囲は、市公共建築物等の利用者が駐車のために供する駐車区画のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 新築を行う市公共建築物等の駐車区画

- (2) 増築又は改築等により面積や区画数が増加する市公共建築物等の駐車区画
- (3) 駐車区画の管理運営主体又は管理運営手法を更新する市公共建築物等の駐車区画（指定管理施設における指定管理者の更新、駐車場貸付事業者の契約更新等）
- 2 電気自動車等用充電設備の設置基数は、原則、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 前項第1号に該当する市公共建築物等の駐車区画
 - ア 充電設備 駐車区画の10%以上の数
 - イ 配管等設備 駐車区画の20%以上の数
 - ウ 充電設備の基準は10基、配管等設備の基準は20基を上限とし、配管等設備の基準には充電設備が実装される区画を含む
 - (2) 前項第2号又は第3号に該当する市公共建築物等の駐車区画
 - 充電設備 駐車区画の10%以上の数
 - (3) 公用車が駐車のために供する駐車区画は、新築建築物においては第1号の基準を準用し、新築以外の建築物においては配置される電気自動車等の台数を考慮した数の充電設備を設置する。
 - (4) 充電設備の具体的な設置場所、数、設置手法等については、駐車区画の所管局及び環境局で協議の上、決定する。
 - (5) 設置する充電設備は普通充電設備を基本とするが、駐車区画の利用形態等に応じて急速充電設備及びV2B充放電設備などより適当な設備を設置することも可能とする。
 - (6) 充電設備を設置する駐車区画は、原則として電気自動車等の優先区画とする。
 - (7) 充電設備の数及び配管等設備の数の算出において1基未満の端数が生じた場合は、切り上げとする。

(除外規定)

第4条 次の各号に該当する場合はこの基準の適用を除外または一部除外とすることができる。

- (1) 駐車区画が市の所有でない場合
- (2) 機械式駐車場等、技術的に充電設備の設置が困難である場合
- (3) 駐車区画において、日常的に不特定多数の者の利用が想定されない場合（市営住宅、保育園、学校、廃棄物処理施設、生活環境事業所、水処施設、道路公園センター、消防署等）
- (4) 対象となる市公共建築物等の廃止、建替など、駐車区画の利用が終了する状況が見込まれる場合
- (5) 充電設備の設置により対象となる市公共建築物等の契約電力容量が増加することに伴い、受電設備の増設工事等が発生する場合又は新たに電気主任技術者を選任する必要がある場合
- (6) その他、駐車区画の規模、市公共建築物等の電気容量及び設置場所の状況等も踏まえ、

充電設備の設置が不向き又は困難な理由がある場合

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項に掲げる施行の日において、既に予算措置が完了し、実施設計や指定管理者等の公募の段階にある市公共建築物等の駐車区画については、適用しない。